

## 福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会設置要綱

### (目的)

第1条 令和元年台風第19号及び令和元年10月25日大雨（以下、「台風第19号等」という。）に伴う福島県内の災害について検証し、その結果を福島県地域防災計画等に反映することによって、今後の防災・減災等の対策に資するため、福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 台風第19号等に係る住民避難行動を踏まえた県の対応や県と市町村等関係機関との連携などの検証に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認めた事項。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 1 委員の任期は令和3年3月31日までとする。
- 2 委員長を委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

### (報酬等)

第4条 委員会への出席1回あたり、委員に対し8,800円（委員長の職にあるものにあつては9,800円）を報償として支払うものとする。

このほか、福島県旅費規程に基づき、委員会出席に必要な旅費を支払うものとする。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、福島県危機管理部災害対策課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年1月16日から施行する。

福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会 委員

| 氏名     | 所属・役職                             | 専門分野        |
|--------|-----------------------------------|-------------|
| 佐々木 康文 | 福島大学行政政策学類 教授                     | 災害情報論       |
| 中林 一樹  | 東京都立大学 名誉教授<br>明治大学研究・知財戦略機構研究推進員 | 都市防災学・災害復興学 |
| 田村 圭子  | 新潟大学危機管理室 教授                      | 危機管理・災害福祉   |
| 長林 久夫  | 日本大学 名誉教授                         | 水工学         |
| 阿部 恒之  | 東北大学大学院文学研究科 教授                   | 災害心理学       |
|        | 福島県危機管理部長                         |             |
|        | 福島県保健福祉部長                         |             |
|        | 福島県土木部長                           |             |